

2012年7月12日
情報公開市民センター

内閣官房を機密費不開示審査請求の「意見書」で批判

情報公開市民センターは、官房報償費の不開示決定に対して、その取消を求めて審査請求書を提出しました。（ホームページで2月14日に審査請求書、2月24日に概要を既報）

内閣官房は2010年度分について5月に情報公開審査会に、「理由説明書」を付けて諮問に付しました。

情報公開市民センターは、理由説明書に対する反論の「意見書」を作成し、7月12日に情報公開審査会に提出しました。

「意見書」の要旨は次のとおりです。

- 1) 大阪地裁に係属する官房報償費不開示取消訴訟で、本年3月23日に判決が下され、過半の文書（政策推進費受払簿、出納管理簿、報償費支払明細書）の開示を命じている。処分庁の「理由説明書」は、対象文書の保秘性・不開示該当性について説明せず、抽象的に業務の機密性を主張するだけである。
- 2) 処分庁は、外務省報償費不開示取消訴訟で、最高裁で確定した仙台高裁の判決を援用するが、情報公開市民センターが提訴して2009年に最高裁で確定した東京高裁判決と対比して、仙台高裁判決は審理を尽くさず不当なものである。東京高裁判決は、情報の不開示該当性の主張立証責任は処分庁が義務を負うこと、情報の部分開示は一定要件の下では処分庁が義務を負うことを判示している。
- 3) 福島原発の国会事故調査報告書で、事故の根本原因を、政・官・財、一体で進む中で規制当局が事業者の「虜」となっていたこととしている。多くの行政機関に付置されている審議会で、有識者・専門家は専ら行政の意図する方向の結論となる理屈を探して答申を重ねてきた。情報公開審査会は、大阪地裁判決が不開示該当性を容認した文書についても、開示を妥当とする情報が存在する部分があれば開示すべきであり、事実を正視して判断を切望する。

（鈴木祥宣記）